

重要事項説明書

介護予防通所介護

青葉苑通所介護事業所

事業者番号 4270103080

認可年月日 平成14年10月 1日

1. 経営主体
 法人名：社会福祉法人 春風会
 所在地：長崎市戸町4丁目7番17号
 代表者：理事長 菅 政和
 電話番号：(095) - 898 - 5557
 FAX番号：(095) - 898 - 5536
 設立：平成13年10月5日

2. 事業の目的と運営の方針

○事業の目的： 事業者は、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう目指すと共に、適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が適正な介護予防サービスを提供する事を目的とする。

○運営の方針：①利用者様とふれあう中でおひとりおひとりのニーズを把握し、実現できるよう努力し、ひとつの心で温かく見守ります。
 ②利用者様の心身に合わせた安全で清潔な空間を作り出し、落ち着きのある環境を提供することを目指します。
 ③快適に過ごせるよう、知識・技術を習得し職員の質の向上をはかります。
 ④ふれあいを大切にし、地域性を活かした交流を行い、意欲を持った活動ができるよう取り組みます。

3. 施設の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 2階建（EV完備） 1階部		
食 堂	121.23㎡	機能訓練室	83.27㎡
浴 室	一般浴・機械浴		
主な機器	リハビリ階段、エルゴサイザー、マット訓練台 重錘滑車訓練機、各種マッサージ機、ホットパック		
その他	荷物用個人ロッカー、防災設備完備、昇降テーブル リフト付送迎車輛完備		

4. 営業日及び営業時間

月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	○	○	○	△
8:00~17:00						

※祝日は上記曜日にて営業します。

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	長崎市内
------------	------

※但し、旧野母崎町、旧高島町、旧伊王島町、旧外海町、旧琴海町は除く。

6. 利用定員

利用定員	25名/日
------	-------

※但し、通所介護事業との合計定員

7. 主たる職員及びその業務

職 種	員数	業 務
管 理 者 (施設長)	1	通所者の処遇に関する一切の管理及び従業者の管理等施設に関する総括的な管理を行います。
管 理 栄 養 士	1	食事提供に関する栄養管理を行い、栄養改善を必要とする方に改善計画を立て改善の取組みを援助します。
生 活 相 談 員	1	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援いたします。また居宅支援事業所・地域包括支援センターとの連絡調整を行います。
看 護 師	1	利用者の健康管理に努めます。
機能訓練指導員	1	利用者の運動器機能向上の為の訓練を行います。
介 護 職 員	4	介護予防サービス計画書により訓練、介護予防介護、口腔ケアを援助します。

8. 職員の勤務時間（交代制）

管 理 者	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
管理栄養士	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 の間で交代制
生活相談員	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
看 護 師	
機能訓練指導員	
介 護 職	

9. 利 用 料

①予防給付費用

1 単位：10.14 円

対象者	基 本／1ヶ月	加 算／1ヶ月	
要支援1	1647 単位	サービス体制加算 Iイ	
要支援2	3377 単位	要支援1	72 単位
		要支援2	144 単位

介護職員処遇改善加算＝介護職員処遇改善加算Ⅰ（1000分の40）

- ・地域包括支援センターより徴した介護予防サービス計画書により実施する表の加算単位を基本単位に加えた、1割または2割となります。

- ・ご利用回数による加算はございません。（1ヶ月定額となります）

②食費

1 食	450 円
-----	-------

③その他の料金

- ・個人にかかる嗜好品は実費負担となります。
- ・その他実費負担が適当であると判断する場合は事前にご相談いたします。

10. サービスの概要

①介護予防通所介護計画の作成

地域包括支援センターが作成する「介護予防サービス計画」に沿って、利用者や家族の希望等を踏まえ「介護予防通所介護計画」の原案を作成し内容を説明のうえ同意を得ます。

②送迎の援助

ご家庭まで送迎援助を行います。時間等の変更は、随時お打合せにて調整可能です。

③食事の援助

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と心身状況に配慮した食事を提供します。また、低栄養状態の方やおそれのある方について栄養ケア計画を作成し、栄養改善に取り組む援助を行います。

昼 食 12:00 茶話会 15:00

④口腔機能の改善

口腔機能の低下している又はおそれのある方に対し、歯科衛生士等にて口腔機能改善計画を作成し、看護職員が中心となり改善に取り組む援助を行います。

⑤運動器機能向上の援助

ご利用者の運動器機能向上に係る機能訓練計画を作成し、看護職員等により訓練を実施し、運動器機能向上の援助を行います。

⑥アクティビティケア

ご利用者に対して、計画的にアクティビティ(集団的に行われるレクリエーション、

創作活動等の機能訓練)を実施いたします。

⑦相談及び援助

御利用者様及びご家族様からのご相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助等を行います。

⑧その他

当施設(事業所)は医師が常駐する医療施設ではございませんので、原則として医療行為は行っておりません。御利用者様の体調により医療行為が日常必要になった場合は、かかりつけの医療機関との連携を図り、サービスの提供を行います。

1.1. 協力医療機関

医療機関名称	上戸町病院
所在地	長崎市上戸町4丁目2-20

1.2. 協力歯科機関

歯科機関名称	よしだ歯科
所在地	長崎市上戸町2丁目17-6

1.3. サービス利用にあたっての留意事項

①以下の禁止事項を故意に行う場合及び繰り返す場合はサービスの中止をお願いする場合がございます。

- i) 所定の場所以外での喫煙(喫煙される方は事前に御相談下さい)
- ii) 故意による不潔行為及び他御利用者様への迷惑・危険行為
- iii) 宗教活動及び政治活動

②その他

- i) 御利用開始にあたり必ず、契約書の内容の確認をお願いいたします。
- ii) 御利用を中止する場合は必ず当日の営業時間前までにご連絡願います。
- iii) 身元引受人をご変更される場合は御相談下さい。

1.4. 非常災害対策

別途定める「特別養護老人ホーム青葉苑 消防計画」により迅速に対応いたします。

防火管理者	吉田 共生
消防計画	平成18年 6月12日提出(直近) 防災組織完備
消防訓練	総合訓練(通報・避難誘導・消火)・・・地元との協力訓練 部分訓練 ・夜間を想定し、実施します。 ・消防署立会いのもと実施します。

◆防災設備

避難階段	3箇所	避難口（非常口）	7箇所
居室、廊下、階段等の内装材料	適	防火戸、防火シャッター	4箇所
屋内消火栓設備	10箇所	スプリンクラー設備	有
自動火災報知設備	有	非常通報設備 非常警報設備	有
避難器具 (すべり台、救助袋)	1箇所	誘導灯及び誘導標識	28箇所
非常電源設備	有	カーテン等の防火性能	適

※防災設備は、専門の業者により年2回の定期点検を実施しております。

1.5. 感染防止対策（感染対策委員会）

日頃より対策を講じることにより、苑内の感染を未然に防止することを目的とする	
委員	看護主任（委員長）・看護職員・介護職員・事務員
内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 苑内グラウンドを実施し、結果返しの方法などを検討して職員一人一人に感染対策への意識付けを行う。 ② 学習会は、年間計画を立て、実施していく。 ③ 委員は、委員として自覚を持ち、日常生活の中で必要時、注意・指導を行う。また、討議が必要な場合は委員長へ報告する。 ④ 感染対策マニュアルを作成する。 ⑤ 「対象物による消毒方法」を1階、2階に提示する。 ⑥ インフルエンザの感染防止にむけ、加湿器を全居室に設置する。

1.6. 事故対策について

(1) **介護事故予防対策委員会**の設置

構成≫～ 管理部門（施設長）
介護部門（施設部長）
事務部門（事務長）

- ①介護事故の分析を行い、今後の対策等を検討し、全職員への指導！
- ②リスクマネジメント委員会より提案された事項を検討し、必要あるものは改善へ！

(2) **リスクマネジメント委員会**

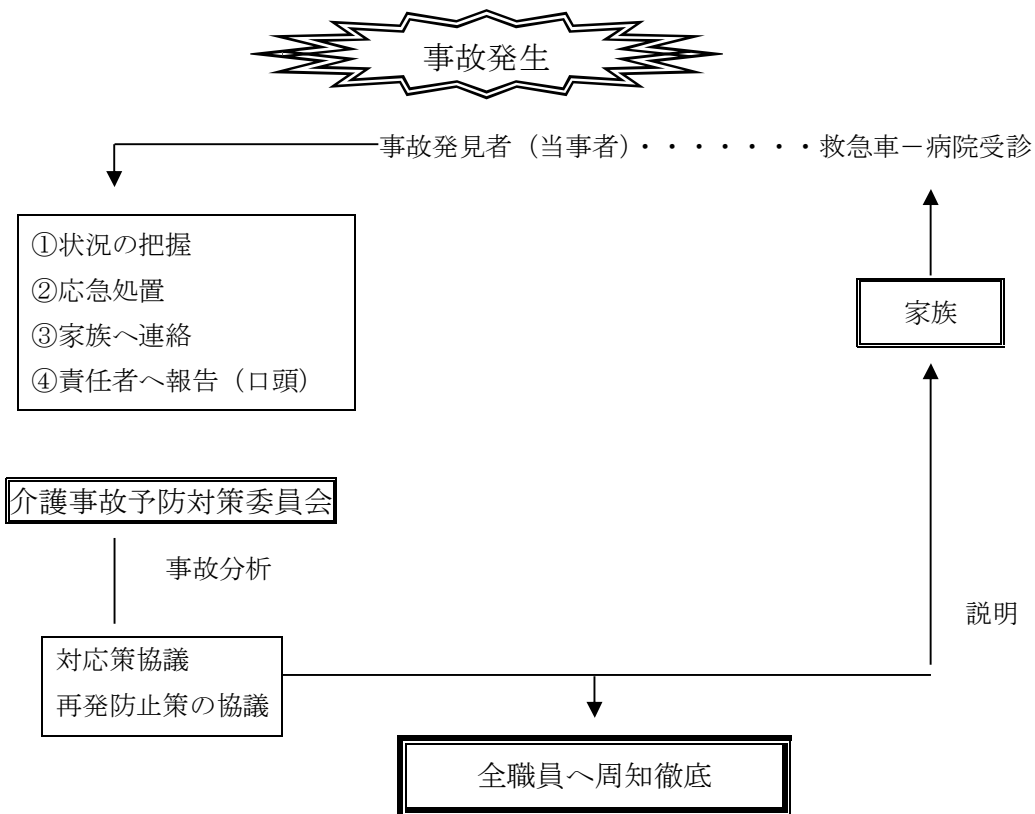
構成～ 管理部門（施設長）
施設部（施設部長・主任）
在宅部（事業所主任）
事務部（事務長）

毎月1回の定期開催にて



1. 「ヒヤリハット報告」の内容分析
2. 介護事故発生が予測できるもの（環境等の改善が必要なもの等）は、『介護事故予防対策委員会』へ提出し、介護体制の改善方法の検討及び提言
3. 委員会で決定した事故防止策、安全対策の職員への周知徹底
4. 毎月環境パトロールを行い、事故に繋がる物等の撤去・改善要求

(3) **介護事故対応**



17. 苦情相談受付

苦情・相談等につきましては、24時間何時でもお受けいたします。

電話	(095) - 898 - 5557
FAX	(095) - 898 - 5536
来所	長崎市戸町4丁目7番17号

I. 苦情処理の体制

(1) 苦情解決責任者・・・1名 (管理者) 大町 由里

(2) 苦情受付担当者・・・1名 (介護主任) 中山 亮

- ①利用者からの苦情の受付
- ②苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- ③受付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(3) 第三者委員・・・・・・・・2名

山 口 弘 幸	長崎ウエスレヤン大学
	電 話 8 4 9 - 3 9 5 3
松 林 征 子	保護司
	電 話 8 7 8 - 4 2 1 7

- ①苦情受付担当者からの受付けた苦情内容の報告聴取
- ②苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- ③利用者からの苦情の直接受付
- ④苦情申出人への助言
- ⑤事業者への助言
- ⑥苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言
- ⑦苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- ⑧日常的な状況把握と意見傾聴

(4) その他の機関

長崎県運営適正化委員会
電 話 (095) - 8 4 2 - 6 4 1 0
長崎市介護保険課
電 話 (095) - 8 2 9 - 1 1 4 6
長崎県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理委員会)
電 話 (095) - 8 2 6 - 1 5 9 9

※ 受付時間 月～金曜日 午前9：00～午後5：00 の間

II. 苦情解決への手順

(1) 利用者への周知

施設内への提示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

(2) 苦情の受付

- ・苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受付ける。尚、第三者委員も直接苦情を受付けることができる。
- ・苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情差出人に確認する。

①苦情の内容

- ②苦情申出人の希望等
 - ③第三者委員への報告の要否
 - ④苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員への助言、立会い要否
- ・匿名での苦情を申し出る場合には、1階公衆電話機横のご意見ボックスへ投函できる。

(3) 苦情受付の報告・確認

- ・苦情受付担当者は、受付けた苦情は全て苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。但し、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示を示した場合を除く。
- ・投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。
- ・第三者委員は、苦情受付者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認すると共に苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(4) 苦情解決に向けての話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求める事ができる。
 - ・第三者委員の立会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。
 - ①第三者委員による苦情内容の確認
 - ②第三者委員による解決案の調整、助言
 - ③話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認
- なお、苦情解決責任者も第三者委員の立会いを要請することができる。

(5) 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実行あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。

- ①苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と報告について書面に記録する。
- ②苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し必要な助言を受ける。
- ③苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して一定期間経過後報告する。

(6) 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図る為、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」等実績を掲載し、公表する。

18. 個人情報の使用

事業者は、以下の場合に限り利用者に関する個人情報の提供を行うことがあります。

- ①医療機関への受診・入院時
- ②行政から調査依頼を受けた時
- ③介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において

この場合、予め書面にて同意を得ます。

19. 緊急連絡先

① 連絡先	氏名	
	連絡先	
	電話番号	
② 連絡先	氏名	
	連絡先	
	電話番号	

※ 身元引受人以外の方もしくは通常時以外の連絡先をご記入ください。

同 意 書

私、_____（代理_____、続柄_____）は
青葉苑通所介護事業所を利用するにあたり、重要事項説明書の説明を受け、その内容
に同意いたします。

平成 年 月 日

利用（予定）者住所	
利用（予定）者氏名	印
代筆者氏名	印
続 柄	